平成２９年（フ）第２６２３号
横浜市金沢区富岡西１丁目39番10号
債務者　古川　由希（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８４４号
横浜市緑区北八朔町2141番地１　パティオ藤ヶ丘605号
債務者　岩間　知春
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８６０号
横浜市港北区綱島西２丁目25番15号　アトリーズ綱島Ｂ102
債務者　工藤こずえ
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８６４号
横浜市栄区公田町740番地　10棟501号
債務者　石丸　吉司
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４号
大分県中津市大字宮夫268番地１　Ｃｈｅｒｒｙ　Ｓｔｒｅｅｔ　５　103号室
債務者　黒川　志織
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月15日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４１８号
静岡県浜松市中区中沢町76番312号　中沢シティーハイツガーデン、前住所静岡県浜松市中区海老塚２丁目25番304号　メゾンドール浜松
債務者　井上　　進
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４９９号
静岡県浜松市東区大蒲町97番地の16、前住所静岡県静岡市葵区瀬名１丁目16番23―203号
債務者　片山　克美
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時50分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第９５４２号
東京都江東区大島９丁目７－９―603
債務者　清家不二雄
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５８６号
東京都世田谷区桜丘５丁目31―３―103
債務者　澁谷　直樹
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６０８号
東京都板橋区高島平３丁目10―１―808
債務者　青木　幸史
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６７２号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目18番地６　ＴＯＰ横浜東白楽402号室
債務者　山下　英律
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８０２号
横浜市金沢区釜利谷東８丁目１番28号　アルビフローラ203号
債務者　長谷部秋子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３０７号
東京都昭島市美堀町１丁目19番５号岩田スカイハイム101号
債務者　清水　淑子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６８８号
横浜市中区松影町３－９－９　いちょう館612号室、住民票上の住所川崎市川崎区本町１丁目８番地18　セザール第３川崎　601
債務者　長屋　功明（旧氏名長屋輔）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４号
栃木県足利市本城２丁目1903番地11　アンジェリカ本城305
債務者　北條　久子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部